○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号及び百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枚方市走谷二丁目一三二番四から同市走谷二丁目一三四番三まで	前	三五・六〇～三七・四〇メートル　〇・〇三八キロメートル
	後	三五・六〇～三七・四〇メートル　〇・〇三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	枚方市出屋敷元町一丁目七一〇番一から同市出屋敷元町一丁目七三一番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枚方市出屋敷元町一丁目七一〇番一から同市出屋敷元町一丁目七三一番一まで	前	二四・五〇～二六・八〇メートル　〇・一三九キロメートル
	後	二七・〇〇～二九・五〇メートル　〇・一三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	枚方市出屋敷元町一丁目七一〇番一から同市出屋敷元町一丁目七三一番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
柏原市国分市場二丁目一八四五番五から同市国分本町二丁目一九三番一まで	前	一五・八〇～三七・六〇メートル　〇・三九二キロメートル
	後	一五・八〇～五七・四〇メートル　〇・三九二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	柏原市国分市場二丁目一八四五番五から同市国分本町二丁目一八〇番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千百六十号北部大阪都市計画道路事業九・七・二百三―一号大阪モノレール専用道、北部大阪都市計画道路事業九・七・二百五―一号大阪モノレール専用道、北部大阪都市計画道路事業九・七・二百十一―一号大阪モノレール専用道北部大阪都市計画道路事業九・七・二百十一―二号国際文化公園都市モノレール専用道、北部大阪都市計画道路事業九・七・二百二十四―一号大阪モノレール専用道、東部大阪都市計画道路事業九・七・二百九―一号大阪モノレール専用道及び東部大阪都市計画道路事業九・七・二百二十三―一号大阪モノレール専用道

三　事業施行期間　自平成十一年四月十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

近畿地方整備局長　谷本　光司